

らのお知らせ

年金加入記録の確認後のお手続きの流れ

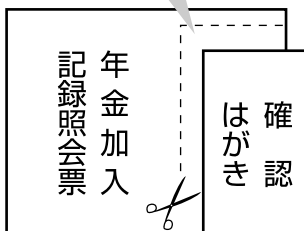
年金加入記録に訂正がある場合、年金受給者と現役加入者では、手続き方法が異なります。ご注意ください。

訂正がない

(年金受給者・現役加入者とも)

同封の「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り取って“訂正がない”を○で囲み、提出年月日、氏名をご記入の上、返送してください。以上で記録が確認されます。

切り取る

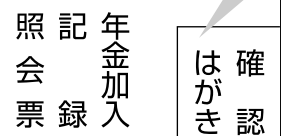


訂正がある

(記入されていない加入期間がある。記載内容に誤りがある)

同封の「年金加入記録照会票」に必要事項をご記入いただき、「確認はがき」を切り取らず“訂正がある”を○で囲んでください。

切り取らない



年金受給者

- 「年金加入記録照会票」に年金証書を添えてお近くの社会保険事務所でお手続きください。
- 社会保険事務所へ来所できない場合は、下記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。(郵送による手続き方法等をご案内します。)

社会保険事務所では記録の確認を行い、年金額の変更となる場合は、年金額の改定手続きを行います。

現役加入者

「年金加入記録照会票」を同封の返信用封筒で返送してください。

社会保険庁で記録の調査を行い、その結果を改めてお知らせします。

【ご質問・お問い合わせは】

「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ（ご利用時間は同封書類でご確認を）



0570-058-555

- ※ I P 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。
- ※ お近くの社会保険事務所または年金相談センターの相談窓口へもおいでください。
- ※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp>) まで。

(注意) 「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。